兵庫地方最低賃金審議会 第3回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会

日時:令和7年9月19日(金)10:00~場所:兵庫労働局16階 第3共用会議室

部会次第

- 1 開 会
- 2 議 題
- (1) 兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の審議について
- (2) その他
- 3 閉 会

令和7年9月19日

兵庫地方最低賃金審議会 会長 山口隆英 殿

> 兵庫地方最低賃金審議会 兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会 部会長 坂 本 知 可

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月18日兵庫地方最低賃金審議会において付託された 兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙の とおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員				労働者代表委員				使用者代表委員			
上	林	憲	雄	浦	上	哲	也	竹	本	伸	久
坂	本	知	可	三	浦	圭	司	床	次	正	庸
庭	本	佳	子	森	\mathbb{H}	直	樹	丰	JII	和	宏

兵庫県塗料製造業最低賃金

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 塗料製造業
 - (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルは り、値札付け、検数若しくは選別の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間 1, 158 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
 - 令和7年12月1日

令和7年9月19日

兵庫労働局長 金成真一 殿

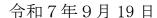
> 兵庫地方最低賃金審議会 会長 山口隆英

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年7月18日付け兵労発基0718第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 塗料製造業
 - (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルは り、値札付け、検数若しくは選別の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間 1, 158 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和7年12月1日





兵庫労働局長 金成真一 殿

> 兵庫地方最低賃金審議会 会長 山口隆英

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年7月18日付け兵労発基0718第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 塗料製造業
 - (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルは り、値札付け、検数若しくは選別の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間 1, 158 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和7年12月1日